

誰もが互いにやさしく



認め合い助け合うまちへ

中土佐町男女共同参画プラン

はじめに

わが国においては戦後、憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、国連など世界的な取り組みと連動しつつ、男女平等の実現に向けた法律や制度が整備され、その結果女性の地位向上はかなり達成されてきました。しかし、今なお社会や個人に性別による固定的役割分担意識や慣習が残っているなど、解決すべき多くの課題が存在しています。

中土佐町では、平成 18 年に、「地域が輝き、活気とぬくもりのある住みよい町づくり」を進めるために、「自立・協働・連携」を基本理念とした「中土佐町総合振興計画」を策定しました。この中土佐町総合振興計画に基づき、平成 19 年に中土佐町男女共同参画推進条例を制定し、同年、中土佐町男女共同参画基本計画を策定しています。

平成 26 年には、平成 19 年以降の本町における状況の変化に対応するために、男女共同参画に係る意識調査の実施及び計画の見直しを行いました。

〔中土佐町振興計画の大綱：（１）安心して住みよい町づくり（２）地場産業で潤いのある町づくり（３）ほのぼのとしたぬくもりを感じる町づくり（４）豊かな心を育てる教育・文化の町づくり（５）活気あふれる協働の町づくり〕を今後、より一層推進していくために男女共同参画に係る 10 年間の本町の取組の指針といたします。

この本改定基本計画をもとに、男女が互いに認め合い助け合って、社会のあらゆる場とともに参画し、生き生きとした人生をおくることができる社会の実現を目指して、積極的に施策の推進を図ってまいりたい所存です。

終わりに、本基本計画改定にあたり熱心にご協議、ご提言をいただきました中土佐町男女共同参画推進協議会委員の皆様をはじめ、意識調査などで貴重なご意見をいただきました方々に心より感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

中土佐町長 池田 洋光

基 本 理 念

基本理念を次のように設定しています。

男女が性別に関わりなく、認め合い助け合って、その個性と能力を発揮するために、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会の町づくりを実現することを基本理念とします。

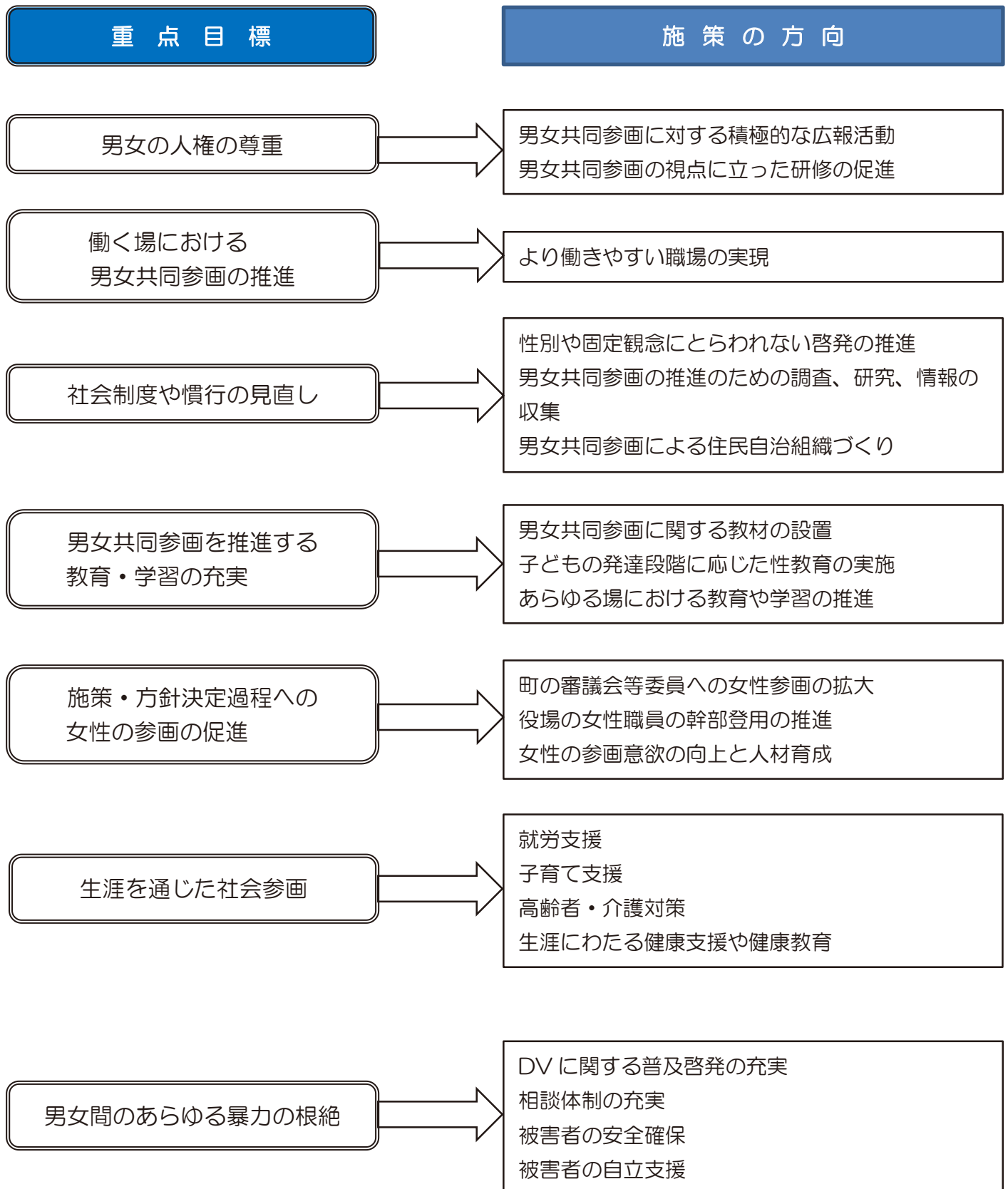


基本計画の性格等

この計画は、平成 18 年度に策定した基本計画をもとに平成 26 年度に本町の現状を踏まえ、取り組み等を見直し改定したものです。

計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 カ年としています。なお、社会情勢、本町における状況の変化に対応するため、事業評価を適時行っていき、次計画修正等見直しを行う際に町民意識調査を実施します。

計画の体系図





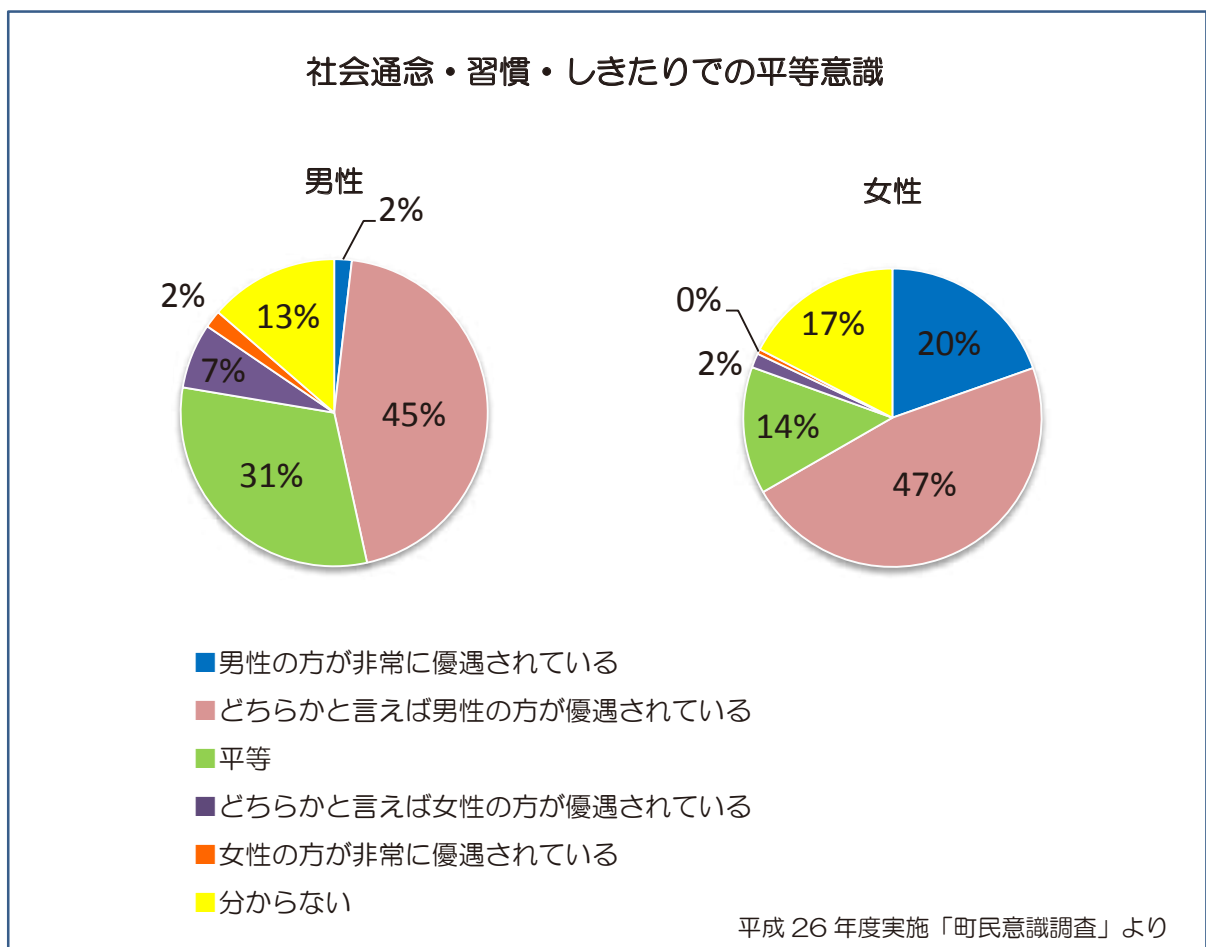
男女の人権の尊重

(1) 男女共同参画に対する積極的な広報活動

- 町民意識調査結果を広報に掲載します。
- 男女共同参画プランを冊子化し、関係者及び主要機関に配布します。
- 男女共同参画推進月間に合わせて広報「なかとさ」を利用して各種情報を提供します。

(2) 男女共同参画の視点に立った研修の促進

- 男女共同参画の推進のために町職員における人権研修（セクハラ研修）を実施します。



働く場における男女共同 参画の推進

(1) より働きやすい職場の実現のために

- 事業所への男女雇用機会均等導入に関する啓発を行います。
- 事業所への職業能力開発訓練に関する情報提供を行います。
- 女性の一次産業への主体的参加に関する啓発を行います。
- 町職員へのポジティブアクションとしての研修等を開催します。
- 学童保育の設置及び充実を子育て支援の一環として図っていきます。



社会制度や慣行の見直し

（１）性別や固定観念にとらわれない啓発の推進

- 意識調査結果を前回と比較し、広報を通じて啓発します。
- ソーレの出前講座や講師派遣制度を活用し町民の自発的研修を促します。
- 中土佐町男女共同参画推進条例に基づいて啓発活動を行います。

（２）男女共同参画の推進のための調査、研究、情報の収集

- 男女共同参画計画の見直しに伴い町民意識調査を実施します。
- 審議会等の男女構成比率の調査と公表を行います。

（３）男女共同参画による住民自治組織づくり

- 住民自治組織作りによりコミュニティ活動やボランティア活動を育成支援していきます。



男女共同参画を推進する 教育・学習の充実

(1) 男女共同参画に関する教材の設置

○子どもの頃からジェンダーにしばられず、子どもの個性を大切にした教育を行うため、教材を活用します。

○中土佐町男女共同参画プランの冊子を教材として教職員の研修の場で活用します。

(2) 子どもの発達段階に応じた性教育の実施

○性犯罪から弱者を守り保護するために、子どもの頃からの発達段階に応じた性教育を行います。

(3) あらゆる場における教育や学習の推進

○就学前・学校教育や社会教育等における人権教育・啓発を推進します。



施策・方針決定過程への 女性参画の促進

（１）町の審議会等委員への女性参画の拡大

○女性委員の比率を高めていきます。

（２）役場の女性職員の幹部登用の推進

○女性職員の幹部登用を推進します。

（３）女性の参画意欲の向上と人材育成

○政策への関心と参画を促すための講座や講演会の開催を行います。



生涯を通じた社会参画

(1) 就労支援

○男女の就労支援のためのパソコンを使って文書作成や表計算等、技能向上講座を実施し、併せて就職相談を行います。

(2) 子育て支援

○子育て支援センターの充実を図ります。

○親と子どもの触れ合い事業を実施します。

○虐待に関する啓発・相談事業を実施します。

○安心して出産、子育てができるよう保健師等の相談体制をはじめとする母子保健施策の充実を図ります。

(3) 高齢者・介護対策

○講演、広報、チラシ等を利用し「男女共同の家庭介護」の意識の醸成を図ります。

(4) 生涯にわたる健康支援や健康教育

○食生活改善や生活習慣についての啓発を行っていきます。

○国民健康保険では、人間ドック受診助成事業や脳ドック受診助成事業（40歳から75歳未満）を推進します。

○その他、特定健診、がん検診・健康診査等生涯にわたる健診機会の場の提供と啓発を行います。



男女間のあらゆる暴力の根絶

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施に関する基本計画)

(1) DVに関する普及啓発の充実

- ポスターやリーフレットの配布による啓発を行います。
- 自治体の広報紙等の活用による啓発を行います。
- 意識調査、実態把握調査を実施します。

(2) 相談体制の充実

- 相談窓口の周知に努めます。
- 職務関係者の資質向上を図ります。
- 無料法律相談、無料人権相談の活用を促します。

(3) 被害者の安全確保

- 警察及び関係機関との連携強化を図ります。
- 情報管理を徹底します。

(4) 被害者の自立支援

- 被害者に係る情報の保護を徹底します。
- 福祉施策による支援及び情報提供に努めます。
(生活保護、医療保険、児童扶養手当、年金、母子生活支援施設等)
- 子どもの発育に応じたケアを行います。
- 公営住宅への優先入居等を行います。

男女共同参画が目指す中土佐町の姿

家庭では・・・

女性も男性も一人ひとりが家族として責任をもち、家事も育児も介護も共に助け合いながら暮らしています。

学校では・・・

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

職場では・・・

採用や登用・賃金などの男女格差が解消され、男女共に育児・介護休業を積極的に利用して、それぞれの個性や能力を発揮しワーク・ライフ・バランスのとれた働き方をしています。

地域では・・・

町内会にも男女が参画して、若者も高齢者も共に地域の行事や各種サークルに参加し、豊かな地域を作っています。



ーこの計画を進めていくためにー

●町民の役割

この計画の目標の達成に向けて、町民一人ひとりがそれぞれの立場から男女共同参画の視点をもって見直すなど、身近なところから実践していく必要があります。

●行政の役割

推進体制の充実を図り、施策を着実に実施するとともに、町民、団体、企業、地域等における男女共同参画社会づくりの活動を支援します。



平成 26 年度実施「町民意識調査」より

男女共同参画社会について

- お互いにお互いを認め合って生きていける社会に早くなって欲しいです。
- 男女共同参画社会、初めて知りました。
- 男性は男性なりの特徴があり、女性は女性なりの特徴があってそれぞれ補い合う事を柱にしたような活動を期待します。男女それぞれの特徴と強み、弱みを活かした社会づくりを切望致します。

意識の改革

- 意識改革の必要性がある。かなり改善はされてきたのだろうが、未だ根強く残っている。世代間による意識の差が大きい。

雇用・労働について

- 男女雇用機会均等法はまだまだ田舎では通らないですね。
- 介護職等の給料が少なすぎます。生活（結婚）するのはきつい状況だと思います。もっと介護職等の給料を上げるべきでは？結婚しないと言うのは家族を養う余裕がないからではないでしょうか？

その他

- 今の日本は住みにくい。老後が心配だ。



—用語解説—

●男女共同参画（社会）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

●セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

「性的嫌がらせ・性的おびやかし」の意。時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動のことをいう。職場における対等なパートナーとは見ず、性差別的な意識に基づくものであり、男女を問わず安全な環境で働く権利をも侵害する行為のこと。

●男女雇用機会均等

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うこと。

●ポジティブアクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のことをいう。

●ソーレ

こうち男女共同参画センター「ソーレ」の略称。

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、「女性と男性の自立」と「女性の地位向上」を目的とした多彩な事業を展開している。

●ジェンダー

性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差をさす言葉として用いられる。

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができること。

●DV：ドメスティック・バイオレンス

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。殴る、蹴る等の身体的暴力、大声で怒鳴る、無視する等の精神的暴力、性交渉を強要する、避妊をしない等の性的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力等があげられる。

相談窓口をご紹介します！

相談内容	相談窓口	〒	住 所	電話番号	受付時間
男女共同 参画	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~21:00 (火~金) 9:00~17:00 (土・日・月) (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知県文化生活部県民生活・ 男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9651	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	中土佐町人権啓発センター	789-1301	中土佐町久礼 5251-1	0889-52-3939	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
女性に関 する相談	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~12:00 13:00~17:00 (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知県女性相談支援センター	780-8015	高知市百石町 2-34-8 (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	9:00~17:15・18:00~22:00 (土日祝日を除く) 9:00~20:00 (土・日・祝) ※年末年始を除く
男性のため の悩み相談	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	18:00~20:00 (毎月第1・3火曜日・第4水曜日) ※要予約
セクシャル ハラスメント	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~21:00 (火~金) 9:00~17:00 (土・日・月) (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知労働局 雇用均等室	780-8548	高知市南金田 1-39	088-885-6041	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
暴力 (DV) に関する 相談	高知県女性相談支援センター	780-8015	高知市百石町 2-34-8 (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	9:00~17:15・18:00~22:00 (土日祝日・年末年始を除く) 9:00~20:00 (土・日・祝) ※年末年始を除く
	高知県警察本部 警察総合相談 (全国共通)	780-0850	高知市丸ノ内 2丁目 4-30	088-823-9110 (#9110)	24 時間
	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00 13:00~17:00 (第2水祝日・年末年始を除く)
	女性の人権ホットライン	780-8059	高知市栄田町 2-2-10 (高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方事務局 人権擁護課	0570-070-810	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	ストーカー規制法・DV 防止法に 関する相談	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部 生活安全企画課	088-826-0110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は当直対応)
	中土佐町健康福祉課 中土佐町人権啓発センター	789-1301	中土佐町久礼 6002-2 中土佐町久礼 5251-1	0889-52-2662 0889-52-3939	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
性犯罪 被害相談	性犯罪被害相談電話 レディースダイヤル110番	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部 県民支援相談課	088-873-0110	24 時間
子ども・ 青少年に 関する 相談	子どもと家庭の110番	780-0062	高知市新本町 1-7-30 児童家庭支援センター 「みその」	088-872-0099	9:00~19:00 (年末年始を除く)
	子どもと家庭の110番 電話相談			088-872-6488	24 時間
	子どもの人権110番	780-8509	高知市小津町 4-30 高知地方事務局 人権擁護課	0120-007-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	高知県心の教育センター	780-8031	高知市大原町 132	088-833-2922	9:00~21:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
	いじめ電話相談	780-8031	高知市大原町 132 高知県心の教育センター	057-007-8310	24 時間
	高知県中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲 770-1	088-866-6791	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	高知県幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川 1-6-21	0880-37-3159	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	思春期相談センター「PRINK」	780-0850	高知市丸ノ内 2-4-1 保健衛生総合庁舎内	088-873-0022	13:00~19:00 (日祝日・年末年始を除く)
	中土佐町少年補導育成センター	789-1301	中土佐町久礼 6602-2	0889-52-2661	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
出産・ 育児相談	子育て・女性健康支援センター 高知	780-0817	高知市中宝永町 7-10 めぐみ保育園内	088-861-8440	10:00~16:00 (月~金) (土日祝日・年末年始を除く) 13:00~16:00 (第2・4日曜)
	中土佐町健康福祉課	789-1301	中土佐町久礼 6002-2	0889-52-2662	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)



編集・発行
中土佐町人権啓発センター
高知県高岡郡中土佐町久礼5251-1
TEL: 0889-52-3939